

ID: 1903

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可		
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第183条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (定款又は事業計画の変更) 第183条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 2 第170条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合について、第171条及び第173条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第183条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。 3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。 【基準】 根拠条文及び法第171条の規定による。 (認可の基準) 第171条 都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。 (3) 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。 (4) 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。 (5) 事業実施期間が適切なものであること。 (6) 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (7) その他基本方針に照らして適切なものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日